

社会福祉法人双葉会介護老人福祉施設入所指針

1. 目的

この指針は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、平成11年3月31日厚生省令第39号、第6条に規定する「入退所」及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備に関する基準の一部を改正する省令」（平成14年8月7日厚生労働省令第104号）及び「特別養護老人ホーム入所指針ガイドライン検討委員会報告書」、平成15年2月28日、特別養護老人ホーム入所指針ガイドライン検討委員会、（以下、「報告書」という。）に基づき、社会福祉法人双葉会介護老人福祉施設寿楽荘及び介護老人福祉施設琴清苑（以下、「施設」という。）の優先的入所に関する指針を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入所対象者

入所対象者は、要介護1～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

3. 入所の申込時における手続きと情報把握

（1）入所申込者に対する説明

施設は、入所の相談又は申込を受けた場合、当該施設における「入所申込から入所決定までの手続き」及び「申込者の入所の必要性の高さを判断する基準」その他必要な事項について十分に説明し、申込者の理解を得るものとする。

（2）奥多摩町（以下、「町」という）との協議

申込者に対する適切な説明を行うため、あらかじめ施設は、優先入所に関する取扱いについて町と協議し、定めておくこととする。

（3）入所申込及び情報提供の方法

入所の申し込みと申込者本人に関する情報の提供は、本人や家族等が直接各施設に行くことを原則とするが、申込者の負担軽減と入所待ち期間における在宅介護支援及び連携の観点から、介護支援専門員・居宅介護支援事業者及び在宅介護支援センター（以下、「在宅介護支援センター等」という。）は、本人又は家族等の委任を得てその代行を行うなど、できる限り協力を行うようにすること。

また、委任を受けた在宅介護支援センター等は、申込者とその家族等の状況を十分把握し、施設の情報把握に必要な書類の調製やケアプランの作成・見直しを行うよう努めること。

（4）入所申込者名簿の作成

施設は、次の申込者の地域区分を基本に「入所申込者名簿」を作成し、申込者の整理を行うものとする。

ア) 町住民の申込者

イ) 上記以外の申込者

4. 優先度の判定及び入所決定

（1）入所の優先度を判定する指標

ア 基本的な考え方

入所の必要性の高さを判定するための指標はできる限り客観性のあるものとし、また、二重評価とならないよう相互に強い相関性をもたない独立性が高いものを採用するものとする。

イ 基本的な判断指標

入所の必要性の高さの判定は、「介護の必要の程度」と「介護提供の環境や困難度」を基本として行うものとする。

「介護の必要の程度」を測るために最低限必要な基礎的指標は、「要介護認定による要介護度」、及び要介護度では反映しない常時見守りの必要性を表す「痴呆等に伴う問題行動の有無」とする。

また、「介護提供の環境や困難度」を測るための基礎的指標は、「介護者の有無とその状況(健康状態、就労の有無)」、「介護を手伝う者の有無」、及び「住宅の状況(住居の継続可能性、住宅の介護適合性)」とする。

ウ その他特に配慮すべきこと

入所の必要度を判定するにあたっては、上記の基礎的指標のほか、「本人及び介護者等の意思(主観的要素)」、「ケアプランの有無や在宅支援サービスの活用状況」、「本人の居住場所(在宅・病院・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・有料老人ホーム・ケアハウス等)」、「地域における在宅サービスの基盤整備状況など在宅サービスの利用可能性」、「その他基礎的な判定指標を補完する指標」について配慮する。

(2) 優先度評価の実施

ア 評価の手法

施設の代表者(以下「施設長」という。)は、あらかじめ入所の優先度を判断するための評価基準と手続きを定め、全ての申込者に対して優先度の評価を行うよう努めるものとする。

また、施設長の責任において、二段階評価で行うか、総合的に一段階で行うかを判断できるものとする。

イ 再評価の実施と評価結果の整理

申込継続者の再判定

施設長は、既に優先度評価を実施した申込者について、その状況が変化し再評価が必要と認められる場合には、速やかに再評価を実施し、当該の変化が本人の優先度に影響のある場合は、直近の入所検討委員会で検討対象とするものとする。

状況変化の把握

施設長は、入所申込者等に対し、入所申込書及び調査票に記載された内容に変更があった場合にはその旨の申し出を行うよう、あらかじめ依頼しておくものとする。

名簿・資料の整理と更新

施設は、優先度評価の結果を入所申込者名簿に記載するとともに、変更があった都度、整理・更新するものとする。また、審議内容の議事録及び調査票等の評

価に使用した資料について、2年間保存するものとする。

(3) 入所の最終判定及び入所決定

実際に入所できる状況が生じた場合の最終決定は、優先度の高いランク又は順位にある者のうち、次に掲げる事項を勘案し、施設長が行うものとする。

【入所決定に際し施設の事情により勘案できる事項】

申込者の居住地域
性別（部屋単位の男女構成）
ベッドの特性（痴呆専用床等）
地域特性（入所後の家族関係の維持等）
施設の専門性（ユニットケア等）
その他特別に配慮しなければならない個別の事情

5. 入所検討委員会等の位置づけと構成

(1) 入所検討委員会の役割

施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の委員会又は会議（以下「入所検討委員会」という。）を設置し、優先度を判定する基準や判定結果について審査を行うものとする。

(2) 入所検討委員会の委員構成

入所検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、入所検討委員会には第三者（当該法人の評議員・民生委員等）を加えることにも努める。

(3) 入所検討委員会の開催

入所検討委員会は、施設長が招集し、開催するものとする。また、その開催頻度について定めるものとする。

6. 判定結果等の説明と申込者へのフォロー

(1) 結果の説明

申込を受けた施設は、優先度の判定結果や入所検討委員会での検討結果やについて、申込者等への説明を丁寧に行うものとする。

また、入所までの期間の介護に関して、専門家としての立場から助言・相談を行うことに努める。

(2) 在宅介護支援のためのフォロー

入所に至らない申込者に対し、施設は、居宅介護支援事業者等と十分な連携をとり、ケアプランの作成・見直しなど、その在宅生活を支援していくための必要な措置が講じられるよう努めるものとする。

7. 町、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等の役割

(1) 町の役割

町は、施設及び在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等と連携し、優先入所システムが機能し、かつ入所申込者の生活の質が高められるよう、体制整備に努めるものとする。

(2) 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等の役割

居宅介護支援事業者等は、関係機関や施設と連携し、施設入所を希望する者についての情報把握、入所申込などの相談や代行、必要な書類の調製、ケアプランの作成

及び各種サービスの調整を行うなど、優先入所システムの趣旨が十分活かされるよう努めるものとする。

8. 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、入所検討委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することができる。

- (1) 災害や事件・事故等の緊急を要する事由により、入所検討委員会を招集する余裕がないとき。
- (2) 町から老人福祉法第11条第1項第2号に定める措置委託による場合。

9. 入所等に係るその他の取扱い

(1) 辞退者の取扱い

入所の意思を確認したにも関わらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は、順位を繰り下げ、再度の辞退があった時は入所申込者名簿から削除することができる。

(2) 施設入所の取扱い

入所者が入院治療の必要が生じて医療機関に入院し、概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、退院後に円滑に入所できるように計画的にベッドを確保するとともに、別表1の評価によらず、検討委員会の審議により再入所を決定することができる。

10. 適正運用

- (1) 施設は、この指針に基づき適正に決定を行うものとする。
- (2) 町は、この指針の適正な運用について、介護保険法及び老人福祉法に基づき、施設に対し必要な助言を行うことができる。

11. 指針の見直し

この指針の内容を改める必要が生じた場合は、見直すことができるものとする。なお、見直しにあたっては、町及び関係団体等と協議するものとする。

12. 適用年月日

この指針は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、運用にあたっては施行後、町と施設と協議のうえ、開始するものとする。